

お 知 ら せ

H 1 8 . 6 . 1

環境政策課

(内線 2 3 4 9)

平成 1 7 年度ダイオキシン類環境調査結果について

平成 1 7 年度に実施した、ダイオキシン類の環境基準達成状況を把握するための環境基準達成状況調査の結果は、次のとおりです。

1 調査結果の概要

(1)調査対象及び調査地点数（()内数字は、検体数を示す）

調査対象		環境基準 達成状況調査
大 気		6 (12)
河 川	水 質	5 (5)
	底 質	5 (5)
湖 沼 ・ 海 域	水 質	11 (11)
	底 質	11 (11)
土 壤		19 (19)
合 計		57 (63)

備考 大気については年 2 回（夏・冬）調査を実施（その他については年 1 回）

(2)調査結果の概要

大気、水質、底質及び土壌について、全ての調査地点において環境基準を達成していました。

2 環境基準調査結果

(採取場所の市町名表記については、平成17年4月1日現在)

(1)大 気 (単位 : pg-TEQ/m³)

採取場所	調 査 結 果			環境基準値
	夏 期	冬 期	平 均	
四国中央市	0.027	0.077	0.052	0.6以下
新居浜市	0.033	0.047	0.040	
西条市	0.034	0.043	0.039	
今治市	0.033	0.024	0.029	
八幡浜市	0.020	0.022	0.021	
宇和島市	0.057	0.021	0.039	

(2) 水質 (単位 : pg-TEQ/リットル)

ア 水 質 (単位 : pg-TEQ/リットル)

種 類	採取場所	調査結果	環境基準値
河 川	銅山川	0.079	1 以下
	樋之尾谷川	0.096	
	関 川	0.15	
	中山川	0.14	
	肱 川	0.077	
湖沼・海域	黒瀬ダム	0.066	
	四国中央海域	0.064	
	新居浜海域	0.074	
	西条海域	0.066	
	東予海域	0.094	
	今治海域	0.066	
	松前海域	0.23	
	伊予海域	0.060	
	八幡浜海域	0.085	
	吉田海域	0.067	
	宇和海・津島海域	0.070	

イ 底 質 (単位 : pg-TEQ/g)

種 類	採取場所	調査結果	環境基準値
河 川	銅山川	0.075	150以下
	樋之尾谷川	0.17	
	関 川	0.31	
	中山川	0.58	
	肱 川	0.14	
湖沼・海域	黒瀬ダム	1.1	
	四国中央海域	5.5	
	新居浜海域	7.1	
	西条海域	3.7	
	東予海域	1.4	
	今治海域	1.8	
	松前海域	2.2	
	伊予海域	0.93	
	八幡浜海域	9.7	
	吉田海域	6.0	
	宇和海・津島海域	4.2	

(3)土 壤 (単位 : pg-TEQ/g)

採取場所	調査結果	環境基準値
新居浜市久保田町	0.17	1,000以下
新居浜市垣生	0.59	
新居浜市星原町	0.78	
新居浜市中筋町	0.45	
四国中央市下柏町	1.7	
四国中央市川之江町	0.13	
四国中央市土居町	0.15	
今治市松木	1.0	
今治市宮窪町	0.32	
今治市上浦町	0.13	
西条市喜多川	0.67	
西条市周布	2.1	

西条市丹原町	0.21
宇和島市天赦公園	0.67
八幡浜市若山	1.0
伊予市中村	0.75
東温市下林	0.50
愛南町岩水	0.060
内子町五百木	0.066

(備考) 各検体の採取年月日

環境基準調査

大 気		夏 期	平成17年 8 月18日 ~ 平成17年 9 月 1 日
		冬 期	平成17年12月13日 ~ 平成18年 1 月25日
水 質	河 川	平成17年 4 月13日 ~ 平成17年 7 月14日	
	湖沼・海域	平成17年 5 月 9 日 ~ 平成17年 8 月 8 日	
底 質	河 川	平成17年 4 月13日 ~ 平成17年 7 月14日	
	湖沼・海域	平成17年 5 月 9 日 ~ 平成17年 8 月 8 日	
土 壤		平成17年 8 月18日 ~ 平成18年 1 月17日	

(参考)

1 ダイオキシン類濃度の単位について

pg (ピコグラム): 1兆分の1グラムを表す単位

ng (ナノグラム): 10億分の1グラムを表す単位

TEQ (毒性等量): ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値であることを示す

2 ダイオキシン類に係る環境基準について

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/リットル以下
水底の底質	150pg-TEQ/ g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/ g 以下

大気及び水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 毒性等量算定の際、定量下限値未満の数値の取扱いについて

大気、水質及び底質

定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、そのままの値を用い、検出下限値未満の数値は、検出下限の1/2を用いて、各異性体の毒性等量を算出する。

土 壤

定量下限値未満の数値は、ゼロとする。